

農林振興課 園 林務水産係 (506)

有害鳥獣対策(イノシシ・タヌキなど)

電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置に補助をします

■ 電気柵

有害鳥獣から農作物への被害を未然に防止するため、電気柵を設置した場合に補助金を交付します。設置する前にお問合せください。

これまで一世帯の補助金限度額が30,000円まででしたが、限度額が60,000円になりました。(過去に補助金申請された方で30,000円補助を受けられた方も、再度30,000円の補助金申請ができます。)

補助対象者	補助対象者は、町内に住所を有する農業従事者
補助金	補助対象経費の3分の1以内で、1回の申請で30,000円まで (限度額60,000円: 補助金申請の際、30,000円の補助金申請が2回まで可能)

■ ワイヤーメッシュ柵

有害鳥獣から農作物への被害を未然に防止するため、ワイヤーメッシュ柵を設置する補助事業があります。事業の詳細や導入を検討される場合は、お問い合わせください。

要件	受益戸数が3戸以上 ※有害鳥獣対策には広域的に設置することが重要です。水利組合などの全員同意のもと設置することが今後の対策に重要となります。(設置後の維持管理(修繕や草刈り)は、地域住民でおこなうこととなります。また、トラクターなどの乗り入れ場所の確認が必要となります。)
補助事業の内容	ワイヤーメッシュ柵の資材費は概ね補助金で対応できますが、設置は地域住民でおこなうこととなります。

農林振興課 園 林務水産係 (506)

有害鳥獣対策(イノシシ・タヌキなど)

個人で捕獲する場合は申請が必要です

有害鳥獣(イノシシ・タヌキなど)を個人で捕獲する場合、無断で捕獲することは禁止されております。個人で捕獲する際は、大崎町役場農林振興課林務水産係へ捕獲の申請が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

また、捕獲する際は「とらばさみ」の使用は禁止されていますのでご注意ください。

「とらばさみ」とは、踏んだときに強いバネの力で脚などはさんで捕獲する、危険なわなです。人やペットが踏んでしまうと、脚などを挟まれ、大けがをする恐れがあります。現在はその危険性から使用が禁止されており(特別な許可を得た場合を除く)、違反した場合は罰則の対象となります。

人やペット、野生の動物にけがをさせないために、危険なとらばさみの使用はやめましょう。



とらばさみの実物